



佐賀県公報

平成17年
8月30日
(火曜日) 外
号

目次

選挙管理委員会事項

(◎印は、県例規集に登録するもの)

行う場所及び日時

○衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第三区選挙区選挙長告示・一 三

○衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第一区選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのごくじを行う場所及び日時

(衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第一区選挙区選挙長告示・二) 三

○衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第二区選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのごくじを行う場所及び日時

(衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第二区選挙区選挙長告示・二) 三

○衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第三区選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのごくじを行う場所及び日時

(衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第三区選挙区選挙長告示・二) 四

○衆議院小選挙区選出議員選挙の場所及び日時 (告示・四七) 四

○衆議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及び佐賀県選挙分会長職務代理者の選任 (〃・四八) 四

○衆議院比例代表選出議員選挙において投票所内の投票の記載をする場所における名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに投票所内のその他の適当の箇所における名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示の掲載順序を定めるごくじを行う場所及び日時 (〃・四九) 四

○衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるごくじを行う場所及び日時 (〃・五〇) 五

- 衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任 (告示・四四) 二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (〃・四五) 二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるごくじを行う場所及び日時 (〃・四六) 二
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第一区選挙区において候補者届出政党及び候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのごくじを行う場所及び日時 (衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第一区選挙区選挙長告示・一) 三
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第二区選挙区において候補者届出政党及び候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのごくじを行う場所及び日時 (衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第二区選挙区選挙長告示・二) 三
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第三区選挙区において候補者届出政党及び候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのごくじを

○衆議院比例代表選出議員選挙において衆議院名簿届出政党等から届出のあつた佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時

(衆議院比例代表選出議員選挙佐賀県選挙分会長告示・一) 五

○衆議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会の場所及び日時 (告示・五一) 五

○最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及びその職務代理者の選任 (" ・五二) 五

○最高裁判所裁判官国民審査の審査分会の場所及び日時 (" ・五三) 五

○地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、

同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに

地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

(" ・五四) 五

○選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十四号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

選挙区	選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者	
佐賀県第一区	選挙長 唐津市和多田先石九番二号 松 尾 紀 男	選挙長の職務を代理すべき者 佐賀市鍋島五丁目九番二号 黒 岩 春 地

小城市小城町八六一番地
村 岡 安 廣

佐賀県第二区
選挙長の職務を代理すべき者
佐賀市高木瀬西五丁目一三―二五番地
宮 崎 珠 樹

佐賀県第三区
選挙長
鳥栖市田代上町二二―一番地
門 司 健

選挙長の職務を代理すべき者
藤津郡塩田町大字五町田甲四〇〇八番一九
鮎 川 慎 吾

選挙区	選挙運動に関する支出金額の制限額
佐賀県第一区	二二、五九九、七〇〇円
佐賀県第二区	二二、五二八、九〇〇円
佐賀県第三区	二二、五六二、九〇〇円

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十五号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

●佐賀県選挙管理委員会告示第四十六号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十七年八月三十日 午後五時三十分

●衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第一区選挙区選挙長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の佐賀県第一区選挙区において、候補者届出政党及び候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下同じ。）から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第一区選挙区

選挙長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十七年九月八日 午後五時三十分

●衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第二区選挙区選挙長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の佐賀県第二区選挙区において、候補者届出政党及び候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下同じ。）から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第二区選挙区

選挙長 村 岡 安 廣

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十七年九月八日 午後五時三十分

●衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第三区選挙区選挙長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の佐賀県第三区選挙区において、候補者届出政党及び候補者（候補者届出政党の届出に係るものを除く。以下同じ。）から届出のあつた選挙会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第三区選挙区

選挙長 門 司 健

一 場所 佐賀県庁（選挙管理委員会室）

二 日時 平成十七年九月八日 午後五時三十分

●衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第一区選挙区選挙長告示第二号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の佐賀県第一区選挙区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第一区選挙区

選挙長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁（正庁）

二 日時 平成十七年九月十四日 午前九時

●衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第二区選挙区選挙長告示第二号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の佐賀県第二区選挙区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となつたときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第二区選挙区

選挙長 村岡安廣

一 場所 佐賀県庁(正庁)

二 日時 平成十七年九月十四日 午前九時

◎衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第三区選挙区選挙長告示第二号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の佐賀県第三区選挙区において、選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が三人以上となったときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第三区選挙区

選挙長 門司健

一 場所 佐賀県庁(正庁)

二 日時 平成十七年九月十四日 午前九時

◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十七号

平成十七年九月十一日執行の衆議院小選挙区選出議員の選挙について、各選挙区の選挙会の場所及び日時をそれぞれ次のとおり定める。
平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

選挙区	場所	日	時
佐賀県第一区	佐賀県庁(正庁)	平成十七年九月十四日	午前十時
佐賀県第二区	佐賀県庁(正庁)	平成十七年九月十四日	午前十時

佐賀県第三区

佐賀県庁(正庁)

平成十七年九月十四日 午前十時

◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十八号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙の佐賀県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のように選任した。
平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 佐賀県選挙分会長

住所 鹿島市大字古枝乙二八六五番地

氏名 光山 渚

二 佐賀県選挙分会長の職務を代理すべき者

住所 佐賀市高木瀬西五丁目一三一二五番地

氏名 宮崎 珠樹

◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十九号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、投票所内の投票の記載をする場所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の揭示並びに投票所内のその他の適当な箇所における衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の揭示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。
平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十七年八月三十日 午後六時

◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十七年九月一日 午後一時三十分

◎衆議院比例代表選出議員選挙佐賀県選挙分会長告示第一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙において、衆議院名簿届出政党等から届出のあつた佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が十人を超えるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

衆議院比例代表選出議員選挙

佐賀県選挙分会長 光 山 渚

一 場所 佐賀県庁(選挙管理委員会室)

二 日時 平成十七年九月八日 午後六時

◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十一号

平成十七年九月十一日執行の衆議院比例代表選出議員の選挙の佐賀県選挙分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁(正庁)

二 日時 平成十七年九月十四日 午前十時五十分

◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十二号

平成十七年九月十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

審査分会長

住所 唐津市和多田先石九番三号

氏名 松尾 紀男

審査分会長の職務を代理すべき者

住所 佐賀市鍋島五丁目九番三号

氏名 黒岩 春地

◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十三号

平成十七年九月十一日執行の最高裁判所裁判官国民審査の審査分会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 場所 佐賀県庁(正庁)

二 日時 平成十七年九月十四日 午前十時五十分

◎佐賀県選挙管理委員会告示第五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定

する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成十七年八月三十日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八五六人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八二、一二七人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名	三分の一の数
佐賀市	四三、二〇六人
唐津市	二〇、八四一人
鳥栖市	一六、六二七人
多久市	六、二二四人
伊万里市	一五、六四三人
武雄市	九、〇二七人
鹿島市	八、六五〇人
小城市	一二、一二七人
佐賀郡	一九、六五九人
神埼郡	一三、五八一一人

三養基郡	一四、六四八人
東松浦郡	一六、六九一人
西松浦郡	五、九五四人
杵島郡	一七、〇九四人
藤津郡	一〇、九五二人

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月三十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷